METI 経済産業省

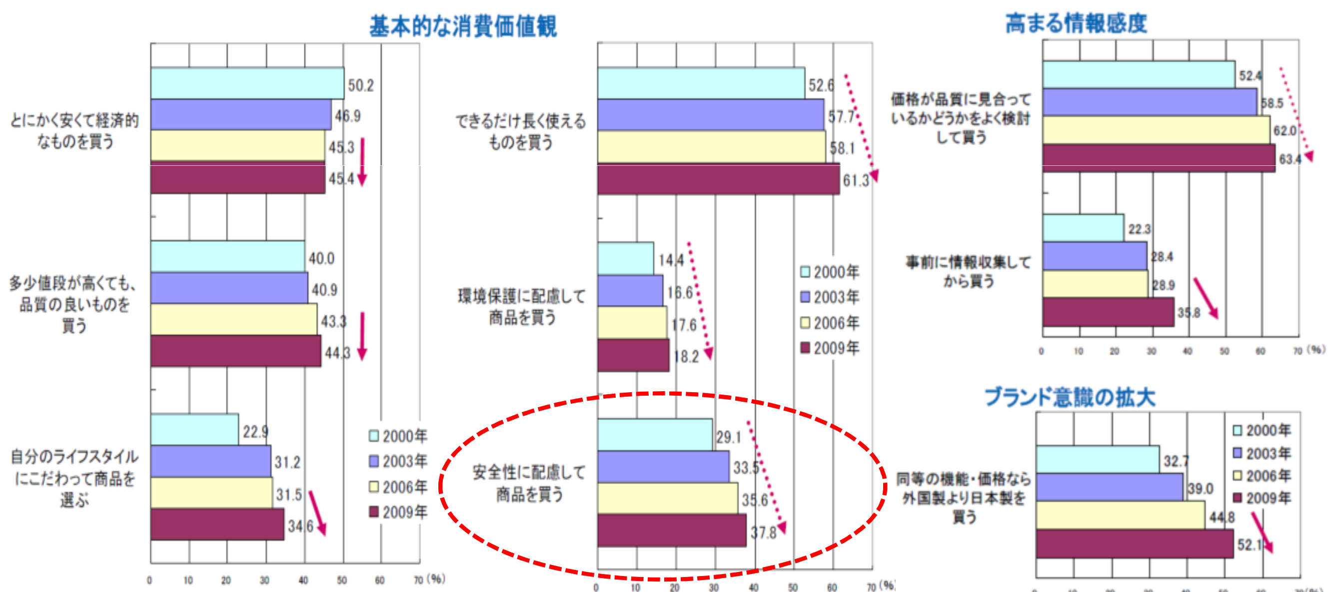
経済産業省の製品安全政策について

経済産業省 製品安全課

消費者の価値観（2000年→2009年）

消費者の『安全・安心』志向は、ますます強まっている

○ 消費価値観として、事前に十分な情報収集をした上で、こだわりをもって商品を選択
○ 経済性や環境配慮よりも安全性を重視する傾向が強まる



出典：ＮＲＩ「消費者１万人アンケート」(2009年12月)

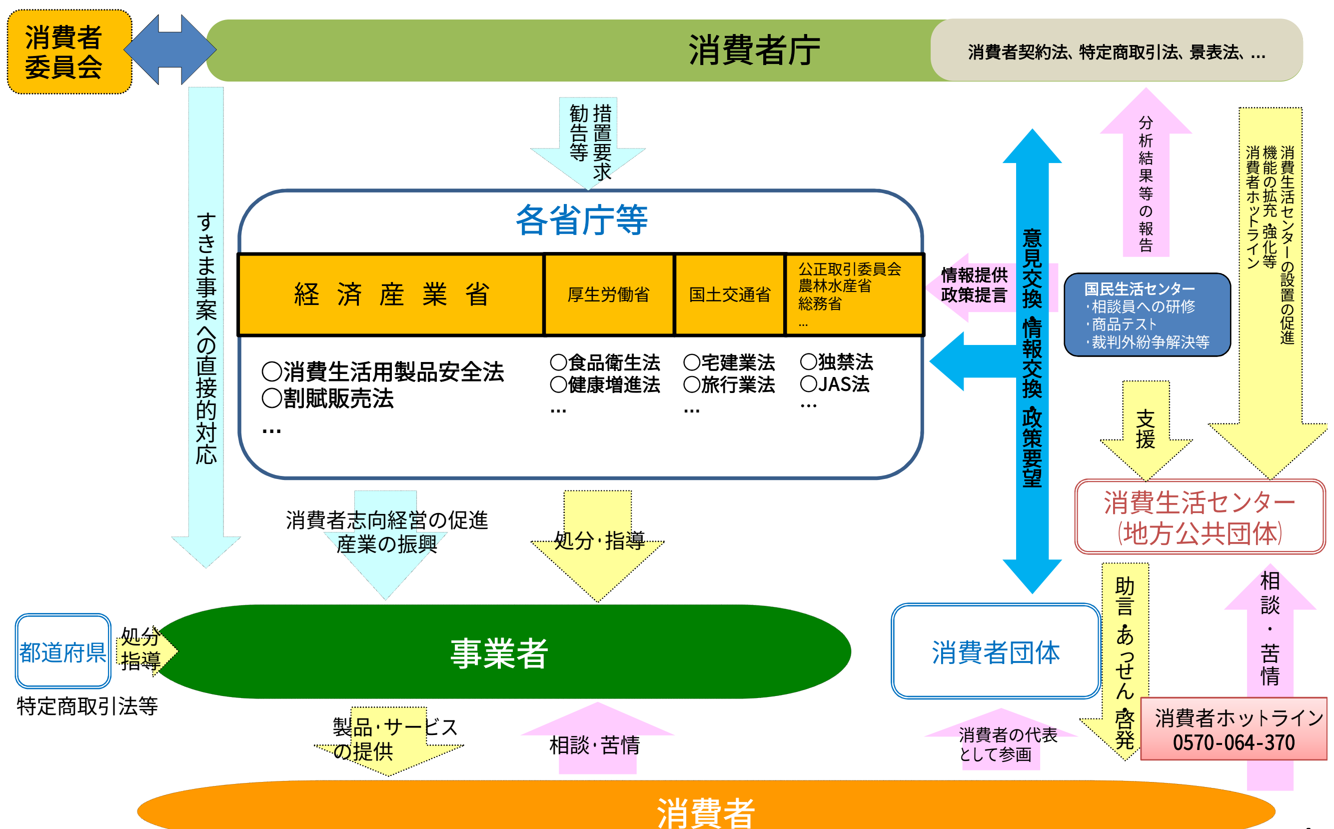
「安全」の意義

豊かさの基盤としての『安全・安心な社会』

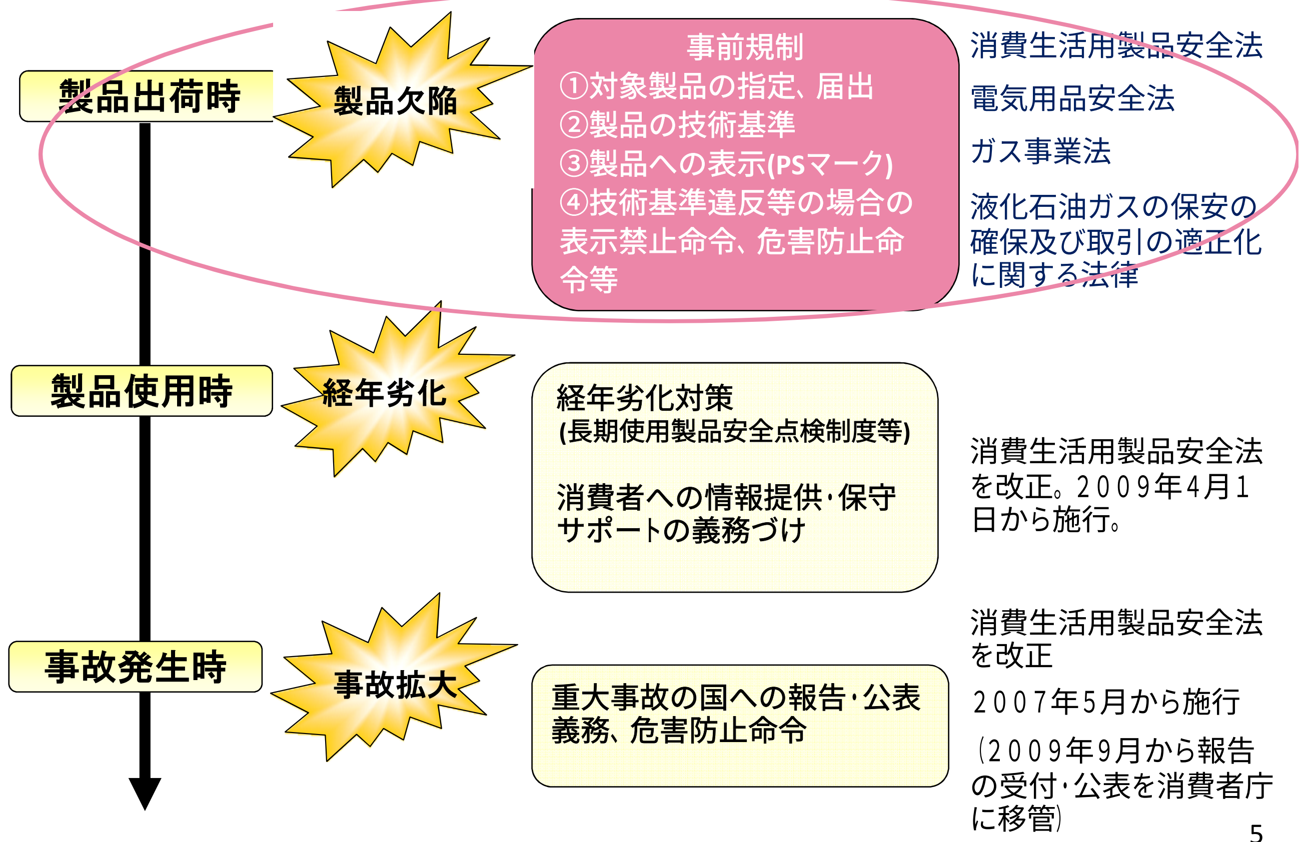
「安全であることはブランド」へ

- 安全な製品の供給は、企業にとっての「社会的責任」
- 安全な製品の開発・供給は、
  競争を勝ち抜くための企業の差別化戦略

消費者政策のイメージ



経済産業省の製品安全への取り組み①



○製品安全4法による規制

製品安全４法では、政令で指定した品目について、省令で定める技術基準適合義務や販売時のＰＳマーク貼付義務等を製造・輸入事業者に課している。

○技術基準適合義務

製造･輸入事業者には、事業開始時等に国への届出義務が課せられており、製品が技術基準に適合することを確認しなければならず、その検査記録を保存しなければならない。

○ＰＳマーク対象製品･･･自己適合確認で対応

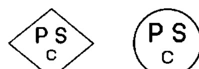
◇ＰＳマーク対象製品･･･登録検査機関による第三者認証が必要

○PSマークの表示

技術基準を満たすことを確認した製造･輸入事業者は、PSマークを表示することができる。表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

○各ＰＳマーク

◆ 消費生活用製品安全法



◆ 電気用品安全法



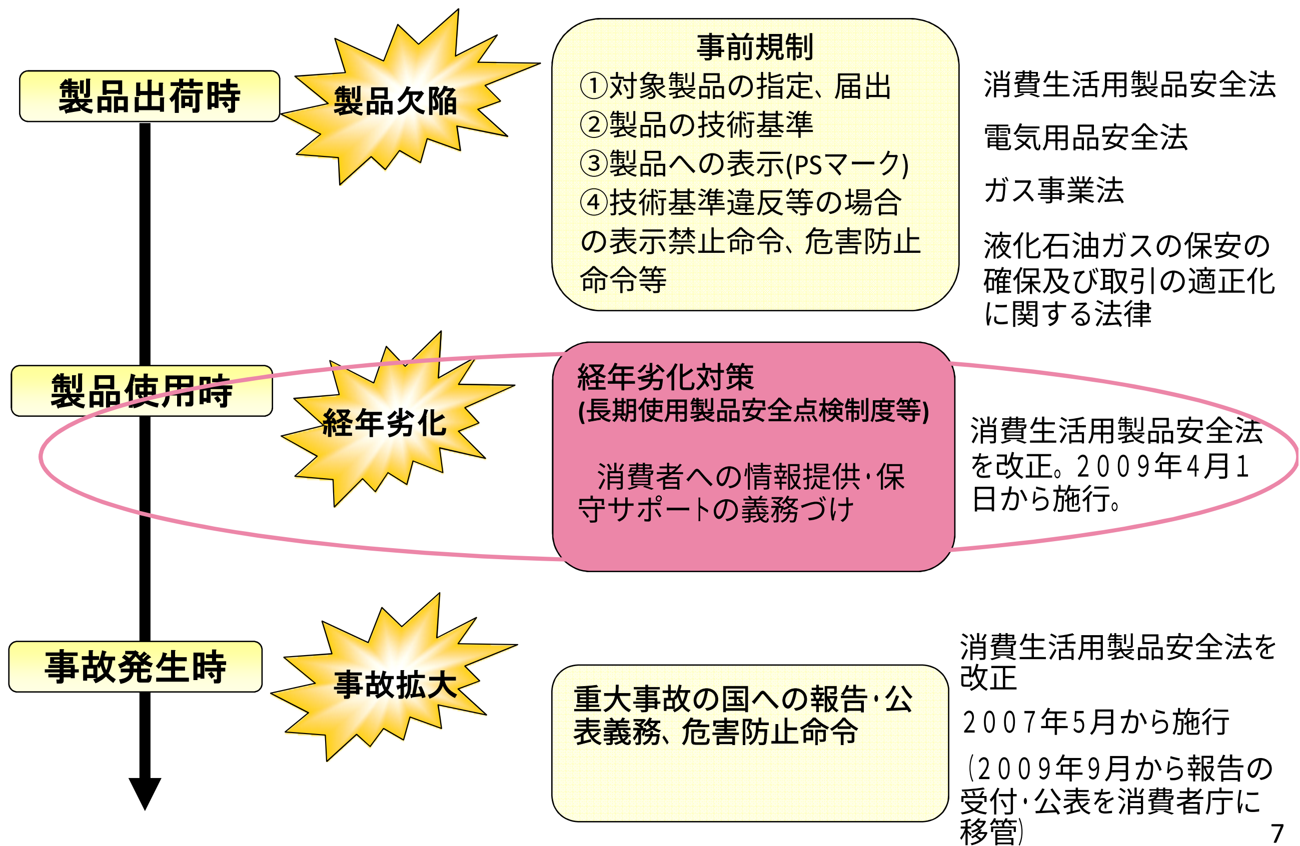
◆ ガス事業法



◆液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律



経済産業省の製品安全への取り組み②



長期使用製品安全点検・表示制度

○目的: 製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止

＜背景＞

屋内式ガス瞬間湯沸器、FF式石油温風暖房機、浴室用電気乾燥機など、ガス、石油、電気を使用する設置式の製品は、長い間使い続けていると、部品などが経年劣化して、火災や死亡事故を起こすおそれがあるため。

○内容:

＜点検制度＞

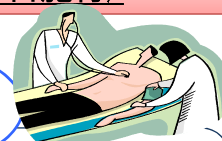
製造・輸入事業者が、設計標準使用期間に応じて、所有者情報の登録された住所に「点検期間」を通知し、消費者の求めに応じて、点検、修理に有償で応じる制度。

＜表示制度＞

製造・輸入事業者が、設計標準使用期間を製品に表示する制度。

○施行時期:2009年4月1日から

長期使用製品安全点検制度（表示制度）がスタート （2009年4月1日施行）



長期使用製品安全点検制度

経年劣化による重大事故発生の恐れが高い製品が対象

製造・輸入事業者が、設計標準使用期間に応じて、所有者情報の登録された住所に「点検期間」を通知し、消費者の求めに応じて、点検、修理に有償で応じる制度。

下記の9品目が対象

屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）
屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）
石油給湯機、石油ふろがま
密閉燃焼式石油温風暖房機
ビルトイン式電気食器洗機、
浴室用電気乾燥機



長期使用製品安全表示制度

重大事故発生率は高くないものの事故件数が多い製品が対象

製造・輸入事業者が、設計標準使用期間を製品に表示する制度。
消費者がこの期間を過ぎて使用する場合に注意が必要。

下記の5品目が対象

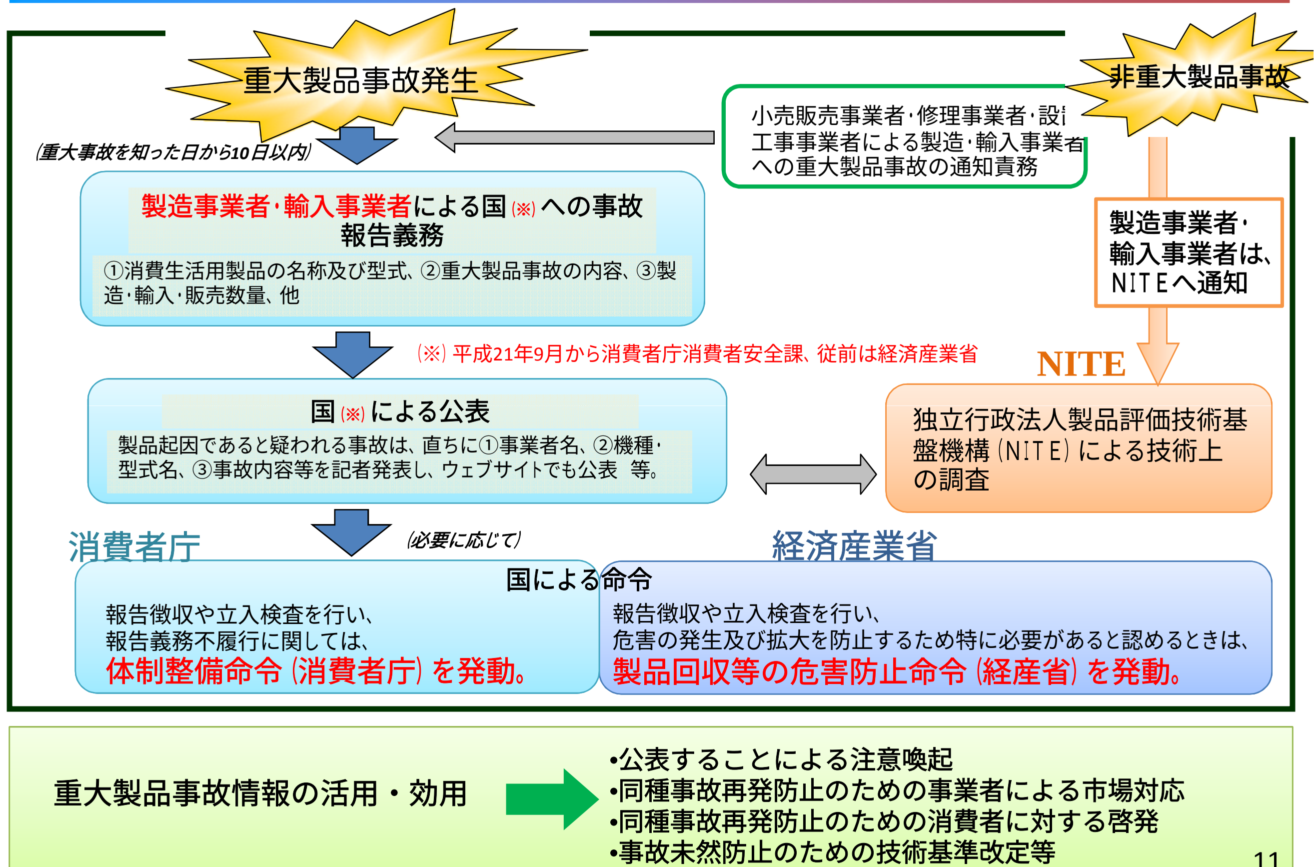
エアコン、扇風機、換気扇、洗濯機
ブラウン管テレビ



経済産業省の製品安全への取り組み③

時期	問題	対策	根拠法
製品出荷時	製品欠陥	事前規制 ①対象製品の指定、届出 ②製品の技術基準 ③製品への表示(PSマーク) ④技術基準違反等の場合の表示禁止命令、危害防止命令等	消費生活用製品安全法 電気用品安全法 ガス事業法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
製品使用時	経年劣化	経年劣化対策 (長期使用製品安全点検制度等) 消費者への情報提供・保守サポートの義務づけ	消費生活用製品安全法を改正。2009年4月1日から施行。
事故発生時	事故拡大	重大事故の国への報告・公表義務、危害防止命令	消費生活用製品安全法を改正 2007年5月から施行 （2009年9月から報告の受付・公表を消費者庁に移管）

重大製品事故情報報告・公表制度



重大製品事故の受付状況

➢ 平成19年5月14日の改正消費生活用製品安全法の施行により、重大製品事故報告・公表制度の運用が開始されて以来4,241件(うち、19年度:1,190件、20年度:1,412件、21年度:1,172件、22年度:560件)の重大製品事故を受け付けた。(注) (平成22年9月末現在)

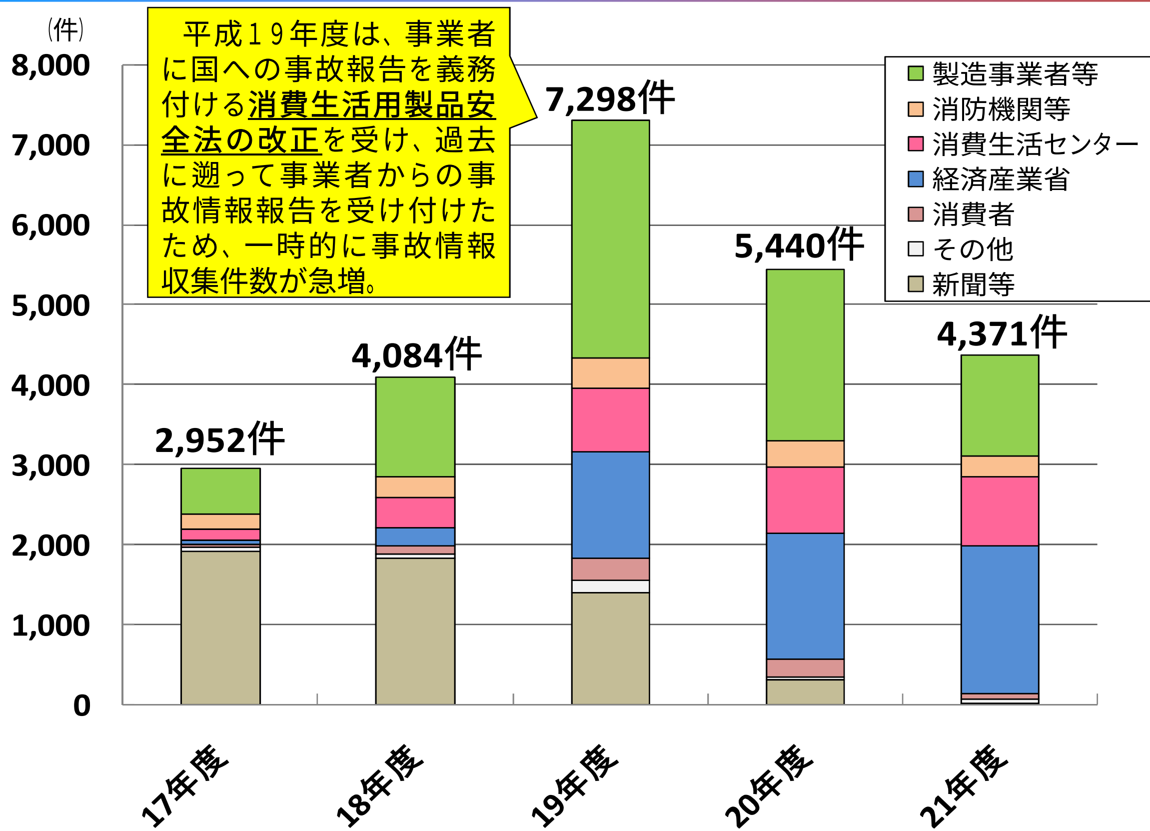
	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	CO中毒	後遺障害	計
ガス機器	36	(29)	42	(23)	599	32	0	709
石油機器	43	(39)	16	(11)	522	12	0	593
電気製品	44	(35)	114	(5)	2,033	4	2	2,197
その他	77	(0)	650	(5)	98	0	10	835
合 計	200	(103)	822	(44)	3,252	48	12	4,334

(注)平成21年8月31日までは経済産業省が受け付けたもの(3,047件)で、平成21年9月1日以降は、消費者庁が受け付けている。

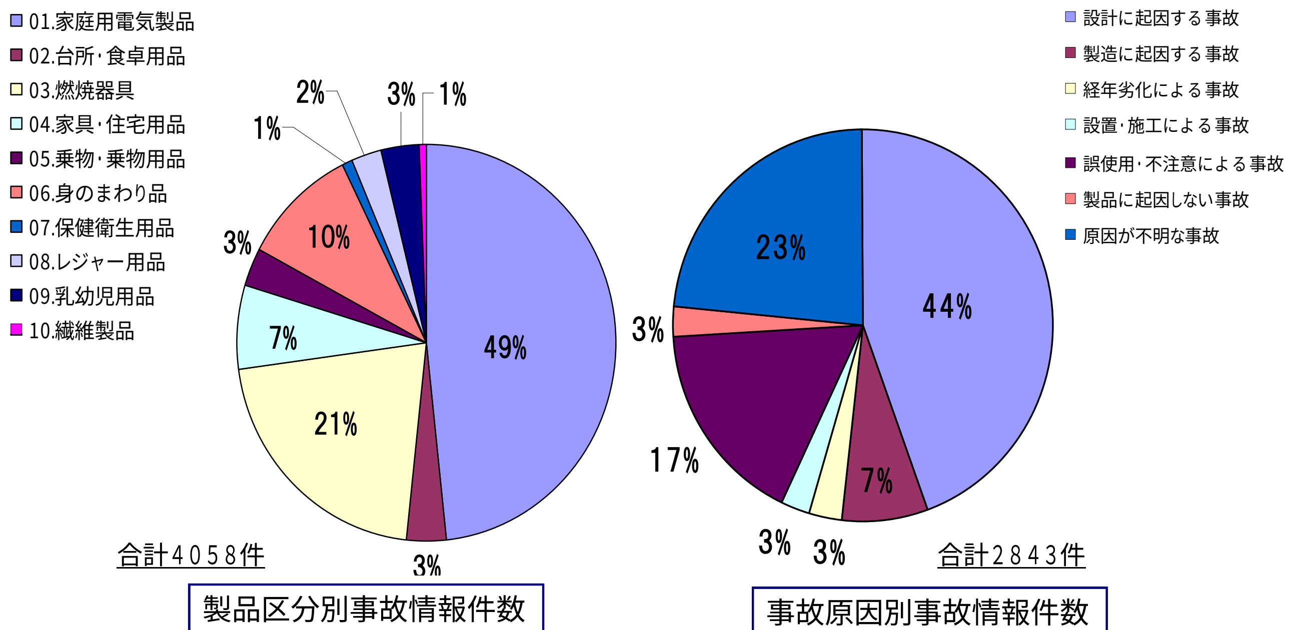
•消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告・公表制度の対象となる**重大製品事故**の範囲は、**死亡、重傷(治療期間が30日以上)、後遺障害、一酸化炭素中毒、火災(消防署が確認したもの)**。

•消費生活用製品の製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の発生を知ったときは、**10日以内に国に報告**することを義務付け。

Ⅱ-1-3-6．NITEの事故情報収集件数の推移（情報源別）



平成２０年度　非重大製品事故情報収集、分析調査結果



平成２０年度に受付けた案件のうち、事故動向等解析専門委員会に諮られた２８４３件について、事故原因区分別件数の割合

経済産業省の製品安全への取り組み④

消費生活用製品リコールハンドブック
(平成19年11月　公表、平成22年5月　改訂)

事業者のリコールの促進のため、リコールにあたっての事前体制整備、事故時の対応の在り方について、ハンドブックとして、経済産業省が整理し公表。

実務面のリコール方法に加え、判りやすい社告の在り方、リコール後の回収率改善策の在り方についても掲載。

- **日頃からの取り組み**
  ・日頃から積極的にリコールに取り組む姿勢を社内に徹底し、社外にも明確に示しておくこと
- **事故等への速やかな対応**
  ・事故の発生や事故の発生を予見させる欠陥や不具合の兆候を見つけた場合は、まず判明している事実関係を整理し、国への報告などの対応を迅速にとること
  ・「疑わしきは消費者の利益に」と考え、「欠陥かどうか」の判断を待つことなく、リコールの対応をとること
- **リコールハンドブックの改訂**
  ・リコール後の対策の充実をはかるため、「消費生活用製品のリコールハンドブック2007」を本年5月に改訂し、リコール後のモニタリング等の取り組みの記述等を追加。
  ・リコールのモニタリング
  前回版に加え、「**リコールのモニタリング**」の章を設け、リコール進捗状況の把握・モニタリング実施体制の整備、モニタリングデータの分析を踏まえ、リコール周知方法の見直し等の記載を追加。併せて、流通業界との連携等先進的取り組み事例を紹介。
  ・リスクアセスメントの実施等
  「予防措置」の章において、日頃からの取り組みに加えて、**リスクアセスメントの実施**等について記載。また、2008年に策定された**リコール社告**JIS等の記述も追加。
- 詳しくは、http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/handbook2010.pdf

消費生活用製品向けリスクアセスメントのハンドブック（第一版）

消費生活用製品を対象として、大企業から中小企業まで広く参考になるリスクアセスメントの考え方と実践方法の基本を紹介することを目的とし、消費生活用製品向けリスクアセスメントハンドブック（第1版）を経済産業省で策定し、公表（平成22年5月）。

- **必要性**
  ・設計時点において、予見される誤使用に対しても事前に安全対策をすることが必要
  ・リスク低減の対策を検討し、その結果を設計に反映
- **意義**
  ・消費者と事業者がリスクの内容・範囲に関して、互いに認識し、コミュニケーション文化の構築を目指す
  ・安全設計の成果は、事業者自らが作り出す付加価値の一つであり、競争力の源泉
- 詳しくは、http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.pdf

事業者によるリコールの様々な取り組み

リコールの必要が生じた場合には、リコール届出を行い、報道発表、新聞社告等を通常実施。さらに製品の特性や販売ルート等に応じて、関係事業者等とも連携し、周知策等を実施。必要があれば、業界横断的取組。

○経済産業省に対してリコール届出
○報道発表、ホームページ掲載　(経済産業省と同時に発表)
○新聞社告を掲載

(そのほか製品の特性や販売ルート等に応じて)

・新聞・雑誌広告の掲載
・新聞折込チラシの実施
・販売店に依頼して販売情報を入手
・販売店における店頭告知
・関係事業者(不動産事業者、ガス・電気事業者等)の協力
・業界横断的取組み
・テレビCMの実施
・専門雑誌広告
・電車広告
・戸別訪問
・街頭でのビラ配布
・DMの送付

(事例1)　　電気こんろ

○事故原因・被害

電気こんろのスイッチつまみがこんろから飛び出しているため、身体等の接触時、意図せずにスイッチが入ってしまい、こんろの上の可燃物より発火する火災が多発。

○概要

○火災事故が多発
○メーカー13社により、小型キッチンユニット用電気こんろ協議会を設立(平成19年6月)
○業界横断的な対策を実施
○電気用品安全法の技術基準を改正



リコールの取組について

協議会等の活動

・新聞社告の実施(全国5紙＋地方紙48紙)
・新聞折り込みチラシの配布(約3000万部)
・ポスター配布による周知(165消防署等)
・TVコマーシャルの実施
・駅前でのチラシ付ティッシュ配布
・販売ルート探索による設置物件把握
・修理データ調査による物件把握
・大手管理会社等の物件情報による名簿ローラー
・インターネット情報から管理会社訪問

経済産業省の活動

・経済産業省製品安全点検日セミナー等でのチラシ配布
・政府公報(TV・ラジオ)
・東京消防庁へ電気こんろ事故情報の提供依頼
・不動産関係団体への情報提供

（事例２）　　リチウムイオン電池

○事故原因・被害

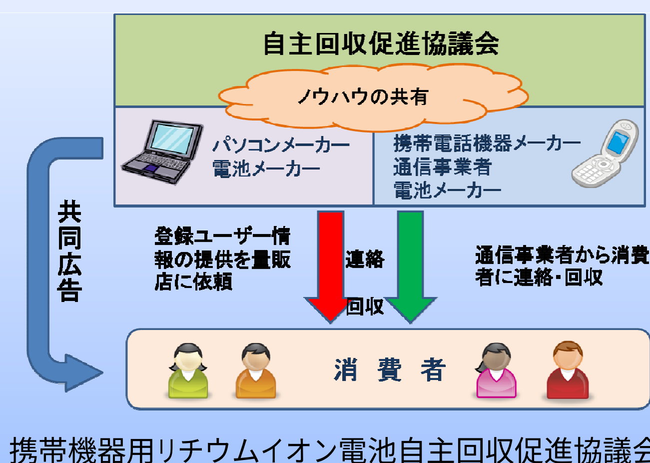
製造過程で電極に傷がついた製品が製造され、充電を繰り返すことによって傷が広がり、その部分が短絡することによって、過熱した。火災と判断。

○概要

○ノートＰＣや携帯電話端末に使用されているリチウムイオン電池が過熱し、発煙する事故が、世界中で多数発生。
○問題の発生したリチウムイオン蓄電池について、業界横断的な組織を作り、対応（平成１９年１０月）。
○電気用品安全法の対象品目にリチウムイオン蓄電池を追加。平成２０年１１月２０日より施行。

リコールの取組について

・ユーザー登録されているパソコン購入者について、リコール連絡DM発送
・携帯電話事業者顧客リストへのリコール連絡DM発送
・リチウムイオン電池メーカー、機器メーカー及び通信事業者、計22社により携帯機器用リチウムイオン電池自主回収促進協議会を設立



携帯機器用リチウムイオン電池自主回収促進協議会

リコール社告のＪＩＳ規格　（２００８年６月２０日制定）

例　縦書きの場合　(7 cm×12 cm)

項目	例
リコールタイトル	①
危険性，事故の状況及びその原因	②
消費者が取るべき対応	③
回収，点検・修理など，消費者への要請	④
製品の特定方法	⑤
連絡先の住所，電話番号・ファクシミリ番号等	⑥
リコール社告の回数及びこれまでの回収率	⑦
ホームページアドレス	⑧
日付	⑨
その他必要な事項	－

リコール社告　〇〇社製薄形テレビ）

発火のおそれ
〇〇〇商品名・形式
弊社液晶テレビ〇〇〇で発火・火災事故が発生しています。電源盤の部品不適合が原因です。
回収いたしますので、お客様は直ちに電源プラグを抜いてご使用を中止し、左記に連絡してください。弊社の社員証を携帯した担当者が回収にお伺いします。

イラスト（対象商品の図写真，形式番号問題箇所などを明示）

・販売場所と期間　全国のスーパー、家電販売店などで平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月に販売
・連絡先　〇〇株式会社　お客様相談室
0120―000―000（携帯電話でもかけられます）
FAX 0120-000-0000
・受付時間　毎日〇〇時から〇〇時まで
・回収対象数　一万台
・これまでの回収数五〇〇〇台（回収率五〇％）
・インターネット　http://www.0000.co.jp
平成二十年〇月〇日
東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地
〇〇株式会社

⑥ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④,③ ② ①

経済産業省の製品安全への取り組み⑤



製品安全対策優良企業表彰

製品安全を事業活動や消費生活における重要な価値とする「製品安全文化」の定着を図り、製品安全が持続的に向上するような安全・安心な社会の構築に資することを目的とし、製品安全に対して積極的に取り組む企業を表彰。

◆平成21年度受賞企業◆

○大企業製造・輸入事業者部門
経済産業大臣賞　東芝テック株式会社

○大企業小売販売事業者部門
経済産業大臣賞　株式会社エディオン

○中小企業製造・輸入事業者部門
経済産業大臣賞　フットマーク株式会社

○中小企業小売販売事業者部門
経済産業大臣賞　株式会社ヤマグチ

◆4つの審査基準◆

1. 安全な製品を製造するための取り組み
2. 製品を安全に使用してもらうための取り組み
3. 出荷後に安全上の問題が判明した際の取り組み
4. 製品安全文化構築への取り組み

各企業の具体的な取り組み事例は （http://www.ps-award.jp/）

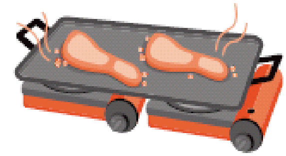
経済産業省の製品安全への取り組み⑥

消費者に対する製品の危険情報等の情報提供

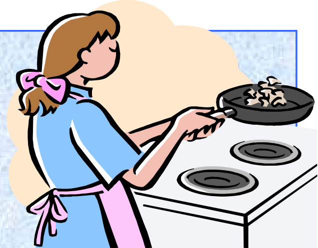
- 以下の施策を実施中
  - 重大事故報告・公表制度のプレス公表を通じた情報提供
  - 消費者団体との共催による「製品安全セミナー」を開催するとともに、年一回「製品安全総点検週間」を設定し、消費者等に対し、製品の危険情報を具体的に判りやすく周知
  - テレビや新聞等のマスメディアを通じた広報活動
  - 製品の危険情報を伝えるチラシを回覧板や地方自治体の広報誌等に掲載依頼
- 以下の施策の実施も検討中
  - 誤使用等の再発防止の観点からの情報提供
  - リコール情報の一層の周知

防ぐことのできる事故例

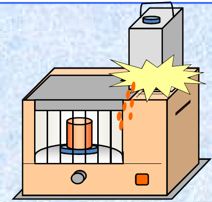
○カセットコンロ使用上の事故
　カセットこんろを並べて、こんろを覆うような大きな調理器具(鉄板、鍋)を使用するなどしたところ、調理器具の輻射熱でボンベが過熱されて爆発したケース。



○IH調理器使用上の事故
　底が平らではなく、凹凸のある鍋を使用していたために、センサーが鍋底の温度を感知できず、また、使用者が調理中にその場を離れたことから、油が過熱・発火したケース。

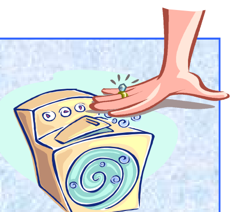


○石油ストーブ使用上の事故
　石油ストーブを消化せずに、給油していたところ、タンクの蓋から灯油が漏れて火災に至ったケース

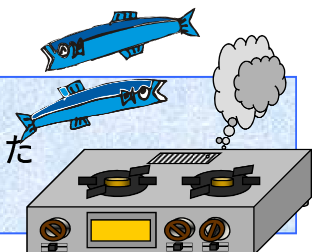




○使用者自らの工事による事故
　使用者が自らの知識を基にエアコンの室外機の延長コードを修理したところ、製品に不具合が生じ、製品から発火・火災に至ったケース。



○洗濯機使用上の事故(指巻き込まれ事故)
　完全に停止していない脱水槽に洗濯物を取ろうとして指を入れたとこ洗濯物が絡まり、指に重傷を負ったケース。



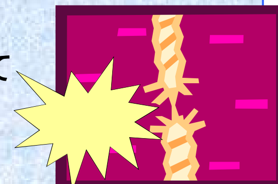
○魚グリル使用上の事故
　グリル皿に水を入れない状況で使用し続けたところ、皿にたまった魚の脂から出火したケース。

○電気あんか、ゆたんぽ等の使用による低温火傷事故
電気あんかや湯たんぽなどが同じ部所に長期間接触したため、
低温火傷を負う事故に。

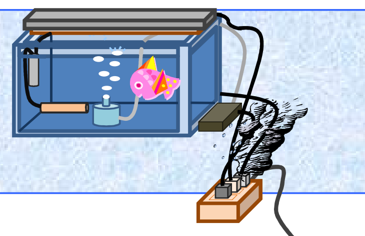
（注）低温火傷とは、短時間の接触では問題にならないような温度が接触部位に長期間接触することにより生じる火傷。熟睡、泥酔のほか、睡眠剤使用、身体障害、知覚麻痺、身体障害、糖尿病などの基礎疾患の有無も関係すると考えられている。
（出典：東邦大学医学部伊藤教授資料より）



○電気コード使用上の事故
電気こたつなどのコードを繰り返し引っ張ったり、長期間にわたって踏み続けたりしたために、コードに負担がかかり、損傷・断線し、発火に至ったケース。



○トラッキング現象による発火事故
鑑賞用水槽後部にあった延長コードに水がかかったため、コンセントとプラグの間で火花が発生し火災になったケース。

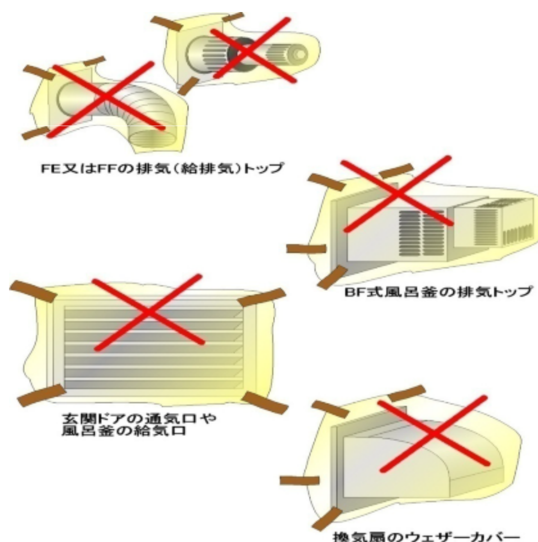


○住宅の塗装工事の際にガス機器の給排気設備をビニールシートでふさいでしまったことによる事故
ガス機器の給排気筒・換気扇・給気口などが外壁塗装工事の際にビニールシートなどによりふさがれたまま、ガス機器を使用したことで、一酸化炭素中毒事故が多発。

注意！

◆最悪の場合、死に至るおそれがあります。

◆一酸化炭素は無色・無臭なので大変危険です！



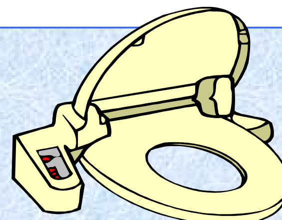
○歩行補助使用上の事故

しっかりとロックをせずに歩行補助車を使用中、突然、車体が折り畳まれたため、転倒して重傷を負ったケース。



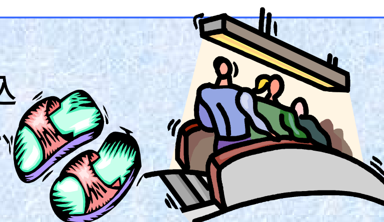
○暖房便座使用上の事故

要介護者が暖房便座に長時間にわたって接触していたところ、太ももに低温火傷を負ったケース。



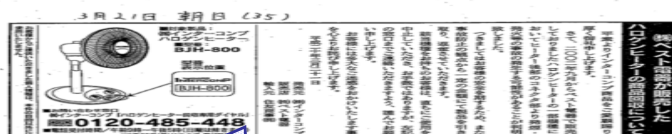
○サンダル使用上の事故

子供がエスカレーターのステップの端に（黄色の線に踏み込んで）立っていたため、サンダルがエスカレータに巻き込まれ、怪我を負ったケース。



お願い①：日頃から、リコール・事故情報をよく見てください

事故情報、リコール情報を見たら・・・



3月21日 朝日 (35)

㈱ベスト電器が販売したハロゲンヒーターの商品回収について

BJH-800

0120-485-448

実際のリコールにかかる新聞記事

我が家の製品は大丈夫かしら？

「よかった。なかった」

安心！

でも・・・
せっかくなので、
ご家族で情報を
共有しましょう

製品を使うのを止めましょう

事業者にすぐに連絡！

東京にいる子供も連絡しなきゃ！

もし、ご自宅の製品がリコール製品かどうか分からず不安な場合には・・・・
（次のページ）

お願い②：日頃から、ご家庭でできる安全対策

ご家庭に戻られたら、これだけは実施していただきたいポイント

自宅で火事や傷害などの重大事故の原因となり得る製品には、どのようなものがあるか確認。



上記の製品について取扱説明書のありかを確認（危険情報だけでも確認）

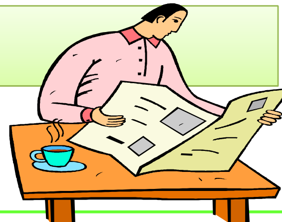


ナイトのリコール情報のウェブサイトにアクセスして、お気に入りに登録

http://www.nite.go.jp/をクリック



新聞の社会面、テレビなどで報道されている製品事故情報に注意





お買い物の際には

製品を購入する際には、安全面に配慮するメーカー、販売事業者を選びましょう。

経済産業省では、毎年、製品安全優良企業を選定、表彰しています。

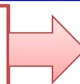


ご静聴ありがとうございました。

ご意見・ご質問、製品安全に関する情報については
経済産業省商務流通グループ製品安全課　までご連絡ください。

住所：東京都千代田区霞が関１－３－１ 経済産業省別館１Ｆ１２４
電話：東京０３（３５０１）４７０７
Fax：東京０３（３５０１）６２０１
URL：経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp

※製品安全施策については、経済産業省HP
トップページのこのアイコンをクリック





経済産業省製品安全ガイド

http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry
METI